

通勤手当の非課税限度額の引上げ

税 務 署

この度、平成 28 年度の税制改正により、通勤手当の非課税限度額に関して次のような改正が行われました。

1 改正の内容

通勤手当の非課税限度額の上限額が 10 万円から 15 万円に引き上げられ、改正後の 1 か月当たりの非課税限度額は、次のようになりました。

区 分		課税されない金額	
		改 正 後	改 正 前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55 キロメートル以上である場合	31,600 円	同 左
	通勤距離が片道 45 キロメートル以上 55 キロメートル未満である場合	28,000 円	同 左
	通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合	24,400 円	同 左
	通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合	18,700 円	同 左
	通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	12,900 円	同 左
	通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	7,100 円	同 左
	通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	4,200 円	同 左
	通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)

2 適用関係

改正後の非課税規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

- (1) 平成 27 年 12 月 31 日以前に支払われたもの

